

平成27年4月以降の 家庭福祉員・家庭福祉員グループ の利用について

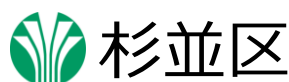
お子さんが家庭福祉員・家庭福祉員グループ
に在園している保護者の皆さまへ



- 平成27年4月以降も、家庭福祉員・家庭福祉員グループは現行制度のまま継続します。
- 現在、家庭福祉員・家庭福祉員グループを利用している方は、平成27年4月以降も、原則として、同じ保育者から同じ時間の保育を受けることができますが、次の点が変わります。
【保育の必要性の認定を受けていただきます】・・・1参照
- 今年度で利用を終える方や転園を考えている方は「保育施設利用のご案内」(※)をご覧ください。

(※)「保育施設利用のご案内」は、区保育課、各福祉事務所、区内認可保育所で配布しているほか、区ホームページ「保育ホッとナビ」にも掲載しています。

平成26年10月



1 保育の必要性の認定



① 認定の内容

- 家庭福祉員・家庭福祉員グループを利用するためには、「保育の必要性の認定」を受けることが利用条件となります。
- 「保育の必要性の認定」は、保護者からの申請に基づき、区が認定します。認定区分は下表の3つであり、家庭福祉員・家庭福祉員グループを利用できるのは3号認定となります。

支給認定区分	保育の必要性	年齢	保育時間 (保育の必要量※)	利用できる 主な施設
1号認定	なし	満3歳以上	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	あり	満3歳以上	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定	あり	3歳未満	保育標準時間 保育短時間	保育所、家庭福祉員 小規模保育所 など

※ 3号認定を受けた場合、さらに、世帯ごとの「保育の必要量」に応じ、保育標準時間または保育短時間のどちらかに認定されます。

保育の必要量

- ・ 保育標準時間・・・1日最大11時間の中で必要となる時間を利用可能
 - ・ 保育短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる時間を利用可能
- * 週30時間以上の就労は「保育標準時間」、月48時間以上で週30時間未満の就労は「保育短時間」とする予定です。

② 保育を必要とする事由

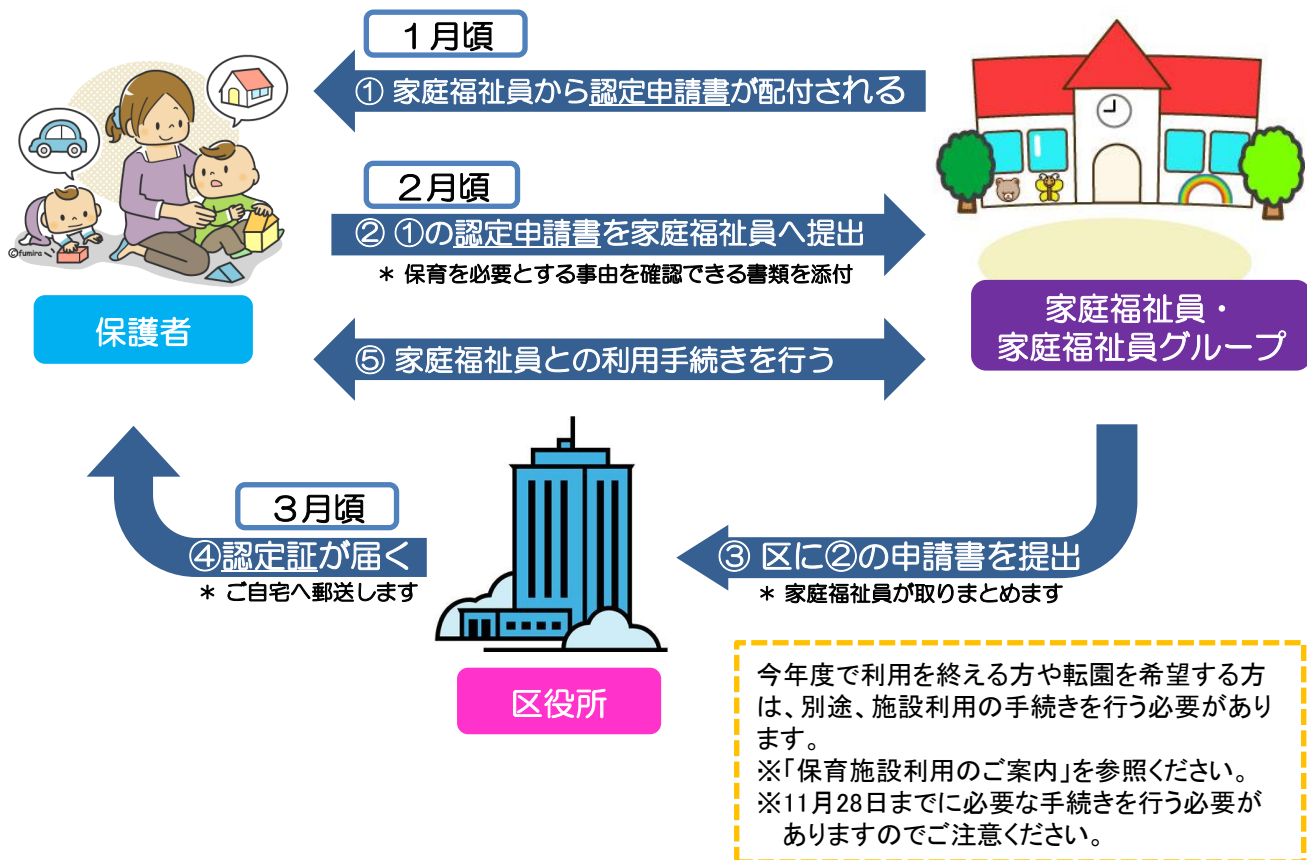
- 3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育を必要とする事由

- 就労（1ヵ月において48時間以上労働することを常態とすること）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として区が認める場合

③ 認定の手續（27年度も同じ家庭福祉員を継続利用する場合）

- 現在、家庭福祉員・家庭福祉員グループを利用している方は、家庭福祉員・家庭福祉員グループを通じて保育の必要性の認定の手續を行います。区は「認定証」を発行し、ご自宅に郵送します。



2 保育料（利用者負担額）

- 家庭福祉員・家庭福祉員グループについては、保育料の設定を含め、当面、現行制度を継続する予定です。





○ 現在、家庭福祉員・家庭福祉員グループを利用している方

- ・「保育を必要とする事由」に該当することを前提に、原則として、新制度開始後も引き続き、同じ家庭福祉員・家庭福祉員グループを利用することができます。
- ・今年度で卒園の方（2歳児）や転園を希望する方は、「保育施設利用のご案内」をご確認の上、必要な利用手続きを行ってください。

○ 「保育の必要性の認定」の手続き

- ・引き続き保育者から保育を受けるために、各家庭福祉員・家庭福祉員グループを通じて、「保育の必要性の認定」の申請手続きをしていただきます。
- ・手続きの詳細については、平成27年1月頃に家庭福祉員・家庭福祉員グループを通じてお知らせする予定です。

○ 保育料（利用者負担額）

- ・家庭福祉員・家庭福祉員グループについては、保育料設定を含め、当面、現行制度を継続する予定です。



問合せ先

- 新制度に関すること・・・子育て支援課 新制度準備担当
- 家庭福祉員に関すること・・・保育課 指導係

杉並区役所

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

電話:03(3312)2111(代表)

区公式ホームページ:<http://www.city.suginami.tokyo.jp>